

資 料

目 次

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

資料1	各国の核弾頭配備数とその主要な運搬手段	375
資料2	主要国・地域の兵力一覧（概数）	375
資料3	主要国・地域の正規軍および予備兵力（概数）	375
資料4	わが国周辺の兵力推移の概要	376

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

資料5	国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について	376
資料6	国防の基本方針	378
資料7	国家安全保障戦略	378
資料8	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について	388
資料9	中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について	395
資料10	内閣官房長官談話	402
資料11	「国家安全保障戦略」、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」の決定について（防衛大臣談話）	402
資料12	平成26年度主要装備品などの整備の内訳	404
資料13	戦車、主要火器などの保有数・性能諸元	406
資料14	主要航空機の保有数・性能諸元	406
資料15	主要艦艇の就役数・性能諸元	407
資料16	誘導弾の性能諸元	408
資料17	防衛関係費（当初予算）の推移	409
資料18	一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移	409
資料19	防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移	410
資料20	各国国防費の推移	410

第Ⅲ部 わが国の防衛のための取組

資料21	自衛隊の主な行動	411
資料22	自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定	412
資料23	災害派遣の実績（過去5年間）	414

資料24	東日本大震災にかかる教訓事項に対する改善事項および今後の方向性の主なポイント	414
資料25	災害派遣にかかる主な訓練の実施および参加実績（平成25年度）	414
資料26	退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況（平成26年4月30日現在：304名）	415
資料27	国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況（平成25年度）	415
資料28	日米協議（閣僚級）の実績（10（平成22）年以降）	416
資料29	日米防衛協力のための指針（平成9年9月23日）	417
資料30	周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例	420
資料31	主な日米共同訓練の実績（平成25年度）	421
資料32	日米共同研究・開発プロジェクト	422
資料33	再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）	423
資料34	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）	425
資料35	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて	427
資料36	在日米軍駐留経費負担の概要	431
資料37	23事案の概要	431
資料38	SACO最終報告（仮訳）	432
資料39	SACO最終報告の主な進捗状況	435
資料40	嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）	436
資料41	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	437
資料42	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書	438

資料43	多国間安全保障対話の主要実績 (アジア太平洋地域・最近5年間) ……………	439	資料58	国際平和協力活動関連法の概要比較……………	452
資料44	留学生受入実績(平成25年度)……………	440	資料59	自衛隊が行った国際平和協力活動……………	452
資料45	防衛省主催による多国間安全保障対話……………	440	資料60	国際機関への防衛省職員の派遣実績……………	455
資料46	その他の国家間安全保障対話など……………	441	第IV部 防衛力の能力発揮のための基盤		
資料47	多国間共同訓練の参加など(最近3年間)……………	442	資料61	調達装備品などの調達額の推移……………	455
資料48	最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間) ……………	444	資料62	武器輸出三原則等……………	455
資料49	最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間) ……………	445	資料63	防衛装備移転三原則……………	456
資料50	最近の日印防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間) ……………	446	資料64	防衛省職員の内訳……………	457
資料51	最近の日中防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間) ……………	446	資料65	自衛官の定員および現員……………	457
資料52	最近の日露防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間) ……………	446	資料66	自衛官などの応募および採用状況(平成25年度)…	458
資料53	最近の東南アジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (過去3年間)……………	447	資料67	自衛官の教育体系の概要……………	459
資料54	最近の日英防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間) ……………	449	資料68	主要演習実績(平成25年度)……………	460
資料55	最近の欧州およびその他の諸国との防衛協力・交流の主要 な実績(過去3年間)……………	449	資料69	各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績 (平成25年度)……………	460
資料56	安倍内閣総理大臣の第13回シャングリラ会合における 基調演説(概要)……………	451	資料70	市民生活の中での活動……………	461
資料57	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する 法律の概要……………	451	資料71	社会に貢献する活動……………	461
			資料72	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要 ……………	462
			資料73	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部改 正……………	463
			資料74	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋 (内閣府大臣官房政府広報室:平成24年1月調査)…	464
			資料75	防衛省における情報公開の実績(平成25年度)……	465
			資料76	防衛省改革の方向性……………	466
			防衛年表 ……………	469	

資料1 各国の核弾頭配備数とその主要な運搬手段

		米 国		ロ シ ア		英 国		フ ラ ンス		中 国	
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	450基 ミニットマンⅢ	450	356基 SS-18 SS-19 SS-25 SS-27 RS-24	54 40 160 78 24	—	—	—	—	56基 DF-5 (CSS-4)	20 36
	IRBM MRBM	—	—	—	—	—	—	—	—	132基 DF-3 (CSS-2) DF-4 (CSS-3) DF-21 (CSS-5)	6 10 116
	SLBM (潜水艦発射 弾道ミサイル)	336基 トライデントD-5	336	144基 SS-N-18 SS-N-23	48 96	48基 トライデントD-5	48	64基 M-45 M-51	32 32	12基 JL-1 (CSS-N-3)	12
弾道ミサイル搭載 原子力潜水艦		14		11		4		4		1	
航空機		91機 B-2 B-52	19 54	78機 Tu-95 (ペア) Tu-160 (ブラックジャック)	62 16	—	65機 ミラージュ2000N ラファール	25 40	—	—	
弾頭数		2,100 (うち戦術核184)		約3,800(うち戦術核約2,000)		225		300以下		250以下	

(注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2014)、SIPRIデータベースなどによる。

2 14 (平成26) 年4月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた14年3月1日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,585発、配備運搬手段は778基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,512発、配備運搬手段は498基・機であると公表した。

3 10 (平成22) 年10月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) は、配備核弾頭数を120発以下に、保有核弾頭数を180発以下にするとしている。

資料2 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸上兵力		海上兵力		航空兵力		
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	機数
中 国	160	米 国	613.9	1,030	米 国	3,498
イ ン ド	113	ロ シ ア	207.0	976	中 国	2,582
北 朝 鮮	102	中 国	142.3	892	ロ シ ア	1,555
米 国	59	英 国	65.6	139	イ ン ド	937
パキスタン	55	イ ン ド	47.0	212	エジプト	635
韓 国	52	フ ラ ンス	42.0	262	韓 国	619
ベトナム	41	インドネシア	24.7	156	北 朝 鮮	603
トルコ	40	トルコ	23.7	226	台 湾	499
ミャンマー	38	ス ペ イ ン	22.3	161	イスラエル	481
イ ラ ン	35	イ タ リ ア	20.3	178	パキスタン	443
エジプト	31	台 湾	20.1	409	フ ラ ンス	413
ロ シ ア	29	韓 国	19.5	187	トルコ	386
インドネシア	30	ド イ ツ	19.2	111	イ ラ ン	340
タ イ	25	ブラジル	17.6	106	英 国	323
コロンビア	22	オーストラ リア	17.1	96	サウジア ラビア	314
日 本	14	日 本	45.3	139	日 本	420

(注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2014)」など、海については「ジェーン年鑑 (2013-2014)」などによる。

2 日本は、平成25年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) および海上自衛隊の作戦機 (固定翼のみ) の合計である。

3 配列は兵力の大きい順になっている。

資料3 主要国・地域の正規軍および予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米 国	志 願	149	84	
ロ シ ア	徴兵志願	85	2,000	
英 国	志 願	17	8	
フ ラ ンス	志 願	22	3	
ド イ ツ	志 願	18	4	
イ タ リ ア	志 願	18	2	
イ ン ド	志 願	133	116	
中 国	徴 兵	233	51	
北 朝 鮮	徴 兵	119	60	
韓 国	徴 兵	66	450	
エジプト	徴 兵	44	48	
イスラエル	徴 兵	18	47	
日 本	志 願	陸	14	3.1 (0.5)
		海	4.2	0.06
		空	4.3	0.06

(注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2014)」などによる。

2 日本は、平成25年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数

3 ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制 (一種の志願制) を加えた人員補充制度をとっている。

4 ドイツにおいては、11 (平成23) 年4月に成立した改正軍事法により、徴兵制は、同年7月1日に運用が停止され、代わって新しい志願兵制が導入された。

資料4 わが国周辺の兵力推移の概要



資料5 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

(平成26年7月1日 国家安全保障会議決定
閣議決定)

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにならなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとり、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保

障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

- (1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。
- (2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応すると基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。
- (3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合(武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。)の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。